

(案)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）付則第 3 項の規定に基づき、同条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者、障害を理由とする差別および合理的配慮の定義を改めることとします。（第 2 条関係）
- (2) 県は、事業者による合理的配慮を的確に行うための環境の整備を促進するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。（第 4 条関係）
- (3) 県は、相談の申出があったときに講ずる措置に係る業務の質の向上を図るため、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者に対して、助言を求めるものとするとともに、当該助言を求められた者の守秘義務について定めることとします。（第 7 条関係）
- (4) 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の当該障害者を支援する者は、当該障害者の権利利益を擁護するため必要があると認める場合に限り、あっせんの申立てをすることができることとします。（第 11 条関係）
- (5) 知事は、相談事案の当事者である障害者に対し、あっせんの申立てに関し、意思決定のための支援その他の必要な支援を行うものとします。（第 11 条関係）
- (6) この条例は、公布の日から施行することとします。